

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 米USTR、中国への2,000億ドル規模の10%追加関税を提案 一部発効済の25%追加関税に 続いて対象を大幅拡大へ

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### 注目点

- ▶ 米国の25%の対中追加関税は、340億ドル相当の品目に対して2018年7月6日に発効しました。残る160億ドル相当の品目に対しても近く実施される見込みです。
- ▶ 米国通商代表(USTR)は、上記の対象となっていない2,000億ドル相当の品目に対する10%の追加関税を提案しました。併せてUSTRは、品目の除外申請プロセスの実施を発表するとともに、関税還付・減免等の特別措置の利用に関する指針を公表しました。

### 概要

2018年7月6日、米国は中国からの幅広い輸入品に対して25%の追加関税を発効しました。対象となるのは、2018年6月20日の連邦官報告示<sup>1</sup>で発表された818品目、年間340億ドル<sup>2</sup>相当です。当該リストは「中国製造2025」政策等、中国の総合的な産業政策の恩恵を受けていると米国が決定した特定品目を対象としており、情報通信技術、ロボット工学、産業機械、新素材、航空宇宙製品、自動車等が含まれる一方で、携帯電話、靴、衣料品等の消費財はおおむね除外されています<sup>3</sup>。

USTR及び税関・国境警備局(CBP)からは、輸入申告要件の詳細、品目の適用除外申請プロセスの詳細、及び特別措置(外国貿易地域(FTZ)、関税還付、HTSUS第98類等)を利用する場合における対象品目の取扱いに関する指針が公表されてい

ます。当該追加関税からの特定品目の適用除外を希望する輸入者は、90日以内(2018年10月9日まで)に申請を行わなければなりません。当該品目の除外をUSTRが認めた場合、これは2018年7月6日以降の輸入に対して遡及適用されます。

中国は2018年7月6日時点で直ちに反応し、広範かつ標的を絞った545品目、年間340億ドル相当の米国からの輸入品に対して25%の追加関税を発動しました。この中国の措置に対抗する形でUSTRは2018年7月10日、さらなる懲罰的措置として、年間貿易額にして約2,000億ドル相当の中国製品に対する10%の追加従価関税の導入を推進すると発表しました。これと並行して、2018年6月20日に発表された160億ドル相当の品目を対象とする25%の追加関税案も引き続き維持されています。発動済の追加関税と合わせた合計規模は年間2,500億ドル相当となり、公表されている貿易統計によれば、2017年における米国の対中輸入総額の半分近くに影響が及ぶこととなります。

## 詳細

### 2018年7月6日の追加関税の対象品目と申告要件

2018年7月6日より25%の追加関税の対象となった品目には、米国関税率表(HTSUS)第28類、第40類、第84類、第85類、第86類、第87類、第88類、第89類及び第90類の品目が以下の通り含まれています。

類	内容	対象品目数
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	1
40	ゴム及びその製品	2
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	417
85	電気機器及びその部分品…(略)	186
86	鉄道用又は軌道用の機関車…(略)	17
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	41
88	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	15
89	船舶及び浮き構造物	10
90	光学機器、…(略)…、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	129
対象品目数合計		818

上記の818の関税番号に分類される中国製品<sup>4</sup>は、通常の関税(コラム1)に加えて課される25%の追加関税、並びに「かかる製品に適用される反ダンピング、相殺、又はその他の種類の関税、手数料、取立金及び負担金」(該当する場合)の対象となります<sup>5</sup>。輸入者は、輸入する製品の正しい関税番号と追加関税の対象品であることを示す「9903.88.01」の両方のコード輸入通関書類に記載する必要があります<sup>6</sup>。

### 品目の適用除外申請プロセス

2018年7月6日、USTRは、中国製品に対する追加関税からの特定品目の適用除外申請プロセスを発表しました<sup>7</sup>。適用除外申請にあたっては、適用除外を求めるある特定の品目を、当該品目と同じ関税番号(8桁レベル)に分類される他の品目と区別するための物理的特徴を明示しなければなりません。品目の識別に用いることのできる特徴は、製品の寸法、材料の組成、当該コードに関連するその他の属性等を含みますが、生産者・輸入者・最終購入者の身元、実際の用途・主たる用途、商標・商号等の規準に依拠することはできません。また輸入者は、当該品目に適用される関税番号(10桁レベル)と、過去3年間の各年に申請者が購入した当該中国原産品の年間数量及び価額を示さなければなりません。適用除外申請は、品目1つごとに1件提出しなければなりません。

また、すべての申請の提出にあたっては、以下の要因を含め、当該品目の適用除外を申請する根拠を示さなければなりません。

- ▶ 中国以外の国からの当該品目の入手可能性
- ▶ 適用除外が認められなかった場合における、申請者又はその他の米国の利益に対する潜在的な損害
- ▶ 当該品目が戦略的に重要かどうか、又は中国政府による「中国製造2025」やその他の産業政策に関連しているかどうか

申請者は、申請する品目の適用除外をCBPが運用することができるか等も含め、自身の申請にかかる様々な関連情報を提出することができます。

適用除外申請プロセスにかかる重要な期日及び事項は以下の通りです。

- ▶ 品目の適用除外申請の提出期限は2018年10月9日まで。適用除外をUSTRが認めた場合、当該関税の発効日(2018年7月6日)に遡って適用される
- ▶ 品目の適用除外は、その決定が連邦官報において公表された時点から1年間有効となる
- ▶ 適用除外申請が [www.regulations.gov](http://www.regulations.gov) に掲載された後、当該申請に対する賛成又は反対意見が公募され、14日間受け付けられる。関係者は、この期間の終了から7日以内に、寄せられた賛成又は反対意見に回答する

USTRの2018年7月6日の通達には、申請プロセスに関するさらなる詳細が以下の通り含まれています。

- ▶ 品目適用除外申請の電子提出にかかる詳細な指示(営業秘密が含まれる申請の提出方法を含む)
- ▶ 品目適用除外申請に対する意見及び意見への回答の提出に係る詳細な指示
- ▶ すべての提出に係る形式及び認証要件

品目適用除外申請の審査はUSTRの301条調査の趣旨<sup>8</sup>を考慮して個別に実施され、下された決定はUSTRによって定期的に公表される予定です。

## 特別措置への影響

CBPは、さまざまな特別措置(FTZ、関税還付、HTSUS第98類等)における対象品目の取扱いに関する追加的な指針を公表しました<sup>9</sup>。これによると、特別措置(自動車製品貿易法、民間航空機貿易協定、薬品貿易協定、HTSUSの一般注釈3(c)(i)に列挙されたその他の特別プログラム等)の利用を通じて、対象品目に対する追加関税を輸入者が軽減又は回避することはできません。

同様に、FTZの下で輸入者が利用可能ないくつかの恩典も、対象品目に関して制限を受けます。対象品目は、米国連邦規則集第19巻第146.43条に定義された「内国区分」での搬入に適切な場合を除き、米国連邦規則集第19巻第146.41条に定義された「特権的外国区分」で搬入されなければなりません。かかる品目が米国内に引き取られる時点で、25%の追加関税が適用されます。

ただし、こうしたFTZにかかる制限によって、在庫保有期間中の関税の繰延や、対象品目の輸出又は破壊を通じた関税の排除が差し止められることはありません。また輸入者は、CBPへの適切な申請により、対象品目にかかる関税還付やHTSUS第98類の恩典を請求することができます。

## 中国の報復措置と米国の反応

中国は2018年7月6日、米国の措置に対抗する形で、一定の米国製品に対する追加関税を発動しました<sup>10</sup>。対象となる製品リストは545品目、年間340億ドル相当の米国からの輸入品で構成され、食肉、水産物、乳製品、青果物、木の実、穀物等の農林水産物(約500品目)が主な標的となっています。加えて、アルコール、ウイスキー、たばこ製品、綿、ギアボックス、及び車両(電気自動車、ハイブリッド自動車、小型エンジン車等)も対象に含まれます。

一方で米国は2018年6月20日、25%の追加関税適用の第2弾となる284品目、年間160億ドル相当の中国からの輸入品リスト案を公表しました<sup>11</sup>。この第2弾リストの対象となる中国製品はHTSUS第39類(プラスチック及びその製品)が多く、次いで第84類(機械類)と第85類(電気機器)となっています。2018年7月24日に当該リスト案に関する公聴会が行われ、公聴会に対する反論の受付は2018年7月31日まで行われます。

中国商務省は、米国がこの第2弾の追加関税を発動した場合に、中国も第2弾となる年間160億ドル相当の追加関税で応じる方針を表明しました。中国の第2弾のリストは114品目となる見込みであり、米国のエネルギー輸出(石炭製品、石油製品、天然ガス等)、ライフサイエンス関連製品(試薬、医療用機器等)、及びプラスチック製品が対象となります。

USTRは2018年7月10日、最新の動きとして、10%の追加関税の対象となる6,031品目、年間2,000億ドル相当の中国からの輸入品を以下の表の通り特定しました<sup>12</sup>。当該対象品目はUSTRの7月10日付通知の付録に掲載されており、その範囲はHTSUSの81の類にわたっています。このリストに含まれていない主な品目は、第30類の医薬品、第90類の医療用機器、第85類の携帯電話、第84類のノートパソコン及びデスクトップパソコン、並びに第61類から第64類の衣料品及び靴です。これに対し、リストに含まれている主な品目は、食料品、化学品及び農薬、鉱物、繊維、帽子及びハンドバッグ、自動車部品、電気器具、機械、テレビジョン、鉄鋼及びアルミ製品、電池、コンピュータ部品及びルーター、半導体アセンブリ、並びに家具となっています。

類	内容	対象品目数
29	有機化学品	790
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	272
28	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	261
52	綿	233
48	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	223
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	218
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	200
44	木材及びその製品並びに木炭	180
60	メリヤス編物及びクロセ編物	60
65	帽子及びその部分品	29
その他71類		3,565
対象品目数合計		6,031

USTRは上記の品目リスト案に対するパブリック・コメントを募集しており、2018年8月20日から23日に公聴会を開催する予定です。公聴会への出席の申込期限は2018年7月27日、書面によるコメントの提出期限は2018年8月17日です。公聴会に対する反論の受付は2018年8月30日まで行われます。



中国商務省はかかるUSTRの動きに対して速やかに反応し、中国は定量的措置(追加関税)と定性的措置(その他の輸入制限)の両方を含む「断固たる強硬な」対抗措置を講じると警告しました。中国側がこうした報復の構えを見せていることについて、トランプ米大統領は2018年6月18日の時点で「中国が再び関税を引き上げるなら、米国はさらなる年間2,000億ドル相当の追加関税を推し進めることで対抗する」と述べています<sup>13</sup>。これが実行に移された場合、すでに公表済の措置と合わせた合計規模は、2017年の米国の対中輸入総額にほぼ匹敵する年間4,500億ドル相当に及びます。

## 企業のアクション

輸入者は、中国から輸入する物品が最終リストに含まれるか否かを再確認する必要があります。製造者、販売者及び購入者を含め、追加関税による悪影響を受ける企業は、影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達の見極めを十分に理解し、影響を軽減する機会を見極めるため、自社のサプライチェーン全体を把握すべきです。またこれらの企業は、特定品目の適用除外申請を90日の期限内(2018年10月9日まで)に提出することを検討すべきです。同様に、米国製品を中国に輸出している企業、及び米国製品の輸入に依存している中国企業も、自社の物品が中国の最終リストに含まれているかどうかを再確認する必要があります。

最新の米国の措置からも明らかのように、状況は極めて流動的です。米国側でも中国側でも、追加関税の対象品目リストは変更・拡大される可能性があります。米中間の貿易に従事しているあらゆる企業は、追加関税の潜在的な影響を見極め、関税の回避又は軽減の戦略を策定することが奨励されます。これらの企業は、今すぐ以下のような対応策を取ることが必要です。

- ▶ 影響を受ける製品の範囲、潜在的なコスト、及び代替的な調達の選択肢を十分に理解し、影響を軽減する機会(関税プランニングなど)を見極めるため、自社のサプライチェーン全体を把握する
- ▶ 支払関税の繰延、削減、又は還付のための戦略(保税倉庫、FTZ、関税還付制度、HTSUS第98類、中国の関税規則における同様の制度等の活用)を検討する
- ▶ 追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を最小化するための戦略として、現在の移転価格の見直しや米国への輸入にかかるファーストセールの活用を検討する

## 巻末注

1. 連邦官報第83号28710ページ(2018年6月20日)。付録Aを参照。
2. 本アラートにおける表記通貨は米ドルを指します。
3. 「USTR Issues Tariffs on Chinese Products in Response to Unfair Trade Practices(USTR、不公正な貿易慣行に対抗して中国製品への関税を発動)」(2018年6月15日)。<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/june/ustr-issues-tariffs-chinese-products>を参照。
4. 追加関税は、輸出国ではなく原産国に基づいて、中国製品にのみ適用されます。
5. 連邦官報第83号28710ページ(2018年6月20日)。当該連邦官報告示にはHTSUSの関連する修正が列挙されており、かかる修正はHTSUS第99類サブチャプターIIIの新たな米国注釈20に示されています。
6. CBPカーゴシステム・メッセージング・サービス(CSMS)#18-000419(2018年7月3日)。
7. USTR措置通知(整理番号第USTR-2018-0025号)「Procedures to Consider Requests for Exclusion of Particular Products from the Determination of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation(301条に基づく措置決定に係る特定品目の除外申請の審査手続き:技術移転、知的財産権、及びイノベーションに関する中国の法令、政策、及び慣行)」(2018年7月6日)。
8. USTR 301条報告書(2018年3月22日)。<https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20FINAL.PDF>を参照。
9. CSMS#18-000409(2018年6月28日)及びCSMS#18-000419(2018年7月3日)。連邦官報第83号28710ページ(2018年6月20日)、及びCBPのウェブサイト(<https://www.cbp.gov/trade/programs-administration/entry-summary/section-301-trade-remedies-be-assessed-certain-products-china-effective-july-6-2018>)を併せて参照。
10. 「Announcement on Imposing Tariffs on Some Goods Originating in the US(米国原産品の一部に対する関税の賦課に関する声明)」(2018年6月17日)。<http://english.mofcom.gov.cn/article/newsrelease/significantnews/201806/20180602757681.shtml>を参照。
11. 連邦官報第83号28710ページ(2018年6月20日)。付録Cを参照。
12. USTRコメント募集及び公聴会通知(整理番号第USTR-2018-0026号)「Request for Comments Concerning Proposed Modification of Action Pursuant to Section 301: China's Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation(301条に基づく措置修正案に関するコメントの募集:技術移転、知的財産権、及びイノベーションに関する中国の法令、政策、及び慣行)」(2018年7月10日)。
13. 「Statement by the United States President Regarding Trade with China(中国との通商に関する米国大統領声明)」(2018年6月18日)。<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-regarding-trade-china-2/>を参照。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

#### EY税理士法人

大平 洋一  
原岡 由美

パートナー  
アソシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yumi.haraoka@jp.ey.com

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

##### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

##### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180726

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)